

平成24年度

行政監査報告書

【県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について】

石川県監査委員

目 次

	目 次	頁
第1	監査の趣旨	1
第2	監査のテーマと選定理由	1
1	監査テーマ	1
2	選定理由	1
第3	監査の実施概要	1
1	監査の実施時期	1
2	監査の実施方法	1
3	監査の着眼点	2
4	監査の対象とした機関	2
第4	毒物劇物の保管等の状況	5
1	毒物劇物を保管等している機関の状況	5
2	毒物劇物の管理体制等	9
3	管理記録簿等の整備状況等	14
4	長期間使用していない毒物劇物の状況	15
5	毒物劇物の廃棄処理等の状況	16
6	毒物劇物に関する事務を所管する関係機関の指導状況	18
第5	監査の結果及び意見	19
第6	結び	22

[参考資料]

参考1	毒物及び劇物取締法について	23
参考2	毒物劇物監視指導指針の制定について (平成11年8月27日付け厚生省医薬安全局長通知)	24
参考3	毒物及び劇物の保管管理について (昭和52年3月26日付け厚生省薬務局長通知)	27
参考4	毒物劇物危害防止規定について (昭和50年11月6日付け厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知)	28

第1 監査の趣旨

地方自治法第199条第2項の規定に基づき、県が、法令の定めるところにより適正に事務を執行しているかなどについて行政監査を実施した。

第2 監査のテーマと選定理由

1 監査テーマ

県の機関における毒物及び劇物の適正な管理について

2 選定理由

毒物又は劇物（以下「毒物劇物」という。）を取り扱う県の機関は、毒物及び劇物取締法（昭和25年12月28日法律第303号。以下「法」という。）において、毒物劇物の販売等を行う営業者でないなどから同法に係る事務を所管する知事への届出の必要がない「業務上取扱者」とされている一方で、毒物劇物の盗難・紛失、流出・漏洩等を防止するのに必要な措置を行うことや、容器や貯蔵場所に毒物劇物の表示を行うことなどが求められている。

しかしながら、他県の大学等において、毎年のように毒物劇物の紛失事件が発生しており、また、平成23年度の本県の包括外部監査においても、長期間使用していない不要な毒物劇物は、早く適切に処理すべきであるとの意見が付されている。

毒物劇物は、その取扱いによっては、保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれがあり、事故等の際には対応に困難をきたすことも予想されることなどから、県の機関における毒物劇物の保管状況及び管理体制等を検証し、さらなる管理の適正化に資することを目的とするものである。

第3 監査の実施概要

1 監査の実施時期

平成24年7月から平成25年2月まで

2 監査の実施方法

県の全ての機関に対し、毒物劇物の保管の有無について予備調査を行い、その結果、保管等を行っている機関に対してその実態を把握するため、平成24年7月1日を調査基準日（以下「基準日」という。）として概要調査を実施した。

加えて、この概要調査を踏まえ、事務局職員による現地確認等を行い、それらの結果に基づき監査を実施した。

また、毒物劇物に関する事務を所管する関係部局等に対し、法令に基づく保管管理の指導状況等について調査を実施した。

3 監査の着眼点

監査の着眼点は、次のとおりである。

(1) 保管管理の状況

- ① 管理体制等は適正か。(管理責任者の設置及び危機管理マニュアル等の整備)
- ② 保管設備及び容器への毒物劇物等の表示がなされているか。
- ③ 保管設備の施錠は適正に行われているか。
- ④ 保管設備は、堅固性を有しているか。
- ⑤ 保管容器の転倒防止等の措置が行われているか。

(2) 管理記録簿等の記入状況

管理記録簿等に受入や払出が記入され、在庫量や使用量が把握されているか。

(3) 使用していない毒物劇物の状況

長期間使用していないものがある場合は、長期保管する適正な理由があるか。

(4) 廃棄処理等の状況

毒物劇物の廃棄の方法や施設外への運搬は適正に行われているか。

(5) 毒物劇物に関する事務を所管する関係機関の指導状況

毒物劇物に関する事務を所管する関係機関において、適正な指導が行われているか。

4 監査の対象とした機関

(1) 概要調査

概要調査は、保管管理の状況、管理記録簿の記入状況等について書面の提出を求めた。

監査の対象機関は、本庁及び出先機関のうち、毒物劇物の保管等を行っている全ての機関（90機関）とした。（表1）

なお、指定管理者制度が導入されている公の施設（6施設）については、保管等品目が少なかったことなどから、監査対象から除外した。

（注）機関数については、地域センターや支所・分校等を設置している場合は、各々を1機関とし、警察本部については、本庁内の取扱い3部署を1機関とした。

表1 監査の対象とした機関

整理番号	機 関 名	分野
1	金沢県税事務所	⑤
2	中能登総合事務所	⑤
3	消費生活支援センター	②
4	南加賀保健福祉センター	②
5	石川中央保健福祉センター(保健部)	②
6	能登中部保健福祉センター	②
7	能登北部保健福祉センター	②
8	保健環境センター	②
9	白山自然保護センター	②
10	手取川水道事務所	②
11	工業試験場	②
12	工業試験場 九谷焼技術センター	②
13	九谷焼技術研修所	③
14	南加賀農林総合事務所	⑤
15	南加賀農林総合事務所 加賀農林事務所	⑤
16	石川農林総合事務所	⑤
17	県央農林総合事務所	⑤
18	県央農林総合事務所 津幡農林事務所	⑤
19	中能登農林総合事務所	⑤
20	中能登農林総合事務所 羽咋農林事務所	⑤
21	奥能登農林総合事務所	⑤
22	奥能登農林総合事務所 珠洲農林事務所	⑤
23	農林総合研究センター 農業試験場	②
24	農林総合研究センター 能登駐在所	②
25	農林総合研究センター 農業試験場砂丘地農業研究センター	②
26	農林総合研究センター 畜産試験場	②
27	農林総合研究センター 能登畜産センター	②
28	農林総合研究センター 林業試験場	②
29	南部家畜保健衛生所	②
30	北部家畜保健衛生所	②
31	北部家畜保健衛生所 能登駐在所	②
32	水産総合センター	②
33	水産総合センター 内水面水産センター	②
34	水産総合センター 生産部美川事業所	②
35	水産総合センター 生産部志賀事業所	②
36	競馬業務課	①
37	教育センター	④
38	輪島漆芸技術研修所	③
39	大聖寺実業高等学校	④
40	大聖寺高等学校	④
41	加賀高等学校	④
42	小松商業高等学校	④
43	小松工業高等学校	④
44	小松高等学校	④
45	小松明峰高等学校	④
46	寺井高等学校	④
47	鶴来高等学校	④
48	松任高等学校	④
49	翠星高等学校	④

整理番号	機 関 名	分野
5 0	野々市明倫高等学校	④
5 1	金沢錦丘高等学校	④
5 2	金沢泉丘高等学校	④
5 3	金沢二水高等学校	④
5 4	金沢伏見高等学校	④
5 5	金沢辰巳丘高等学校	④
5 6	金沢商業高等学校	④
5 7	工業高等学校	④
5 8	金沢桜丘高等学校	④
5 9	金沢西高等学校	④
6 0	金沢北陵高等学校	④
6 1	金沢向陽高等学校	④
6 2	内灘高等学校	④
6 3	津幡高等学校	④
6 4	宝達高等学校	④
6 5	羽咋高等学校	④
6 6	羽咋工業高等学校	④
6 7	志賀高等学校	④
6 8	鹿西高等学校	④
6 9	七尾東雲高等学校	④
7 0	七尾高等学校	④
7 1	田鶴浜高等学校	④
7 2	穴水高等学校	④
7 3	門前高等学校	④
7 4	能登高等学校(本校)	④
7 5	能登高等学校(柳田校舎)	④
7 6	輪島高等学校	④
7 7	飯田高等学校	④
7 8	加賀聖城高等学校	④
7 9	小松北高等学校	④
8 0	金沢中央高等学校	④
8 1	羽松高等学校	④
8 2	七尾城北高等学校	④
8 3	盲学校	④
8 4	ろう学校	④
8 5	明和特別支援学校	④
8 6	いしかわ特別支援学校	④
8 7	医王特別支援学校	④
8 8	医王特別支援学校 小松みどり分校	④
8 9	金沢錦丘中学校	④
9 0	警察本部	①
合計	9 0 機関	

分野は、機関を業務内容で分類したもの

- ① 本庁 本庁の主務課
- ② 試験研究機関 試験研究機関、その他検査を業務とする出先機関
- ③ 技能養成機関 学校以外の職業系技術技能の取得・養成機関
- ④ 教育機関 学校教育法第1条に規定する学校及び学校以外の教育機関等
- ⑤ その他 上記に分類されない出先機関

(2) 現地調査

現地調査については、平成24年10月から11月にかけて、監査対象の全ての機関において、次の項目により実施した。

調 査 項 目	
①	管理責任者の設置状況
②	危機管理マニュアル（危害防止規定等）の整備状況
③	職員研修等の実施状況
④	毒物劇物の保管場所（部屋等）の状況 ・ 鍵の状況 ・ 機械警備等の状況
⑤	専用保管庫等の状況 ・ 鍵の状況 ・ 専用保管庫の堅固性 ・ 一般薬品等との区分収納状況 ・ 「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示状況 ・ 転倒防止措置状況
⑥	保管容器の状況 ・ 「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示状況 ・ 転倒防止や容器同士の衝突防止措置状況
⑦	管理記録簿等の整備状況等
⑧	5年間未使用の毒物劇物の状況
⑨	毒物劇物の廃棄処理の状況
⑩	毒物劇物の施設外への運搬状況

なお、現地調査では、基準日において不備な事項の改善状況を確認するとともに、その後の処置についても個別に写真や資料等の提出を求めたほか、必要により保管場所等に出向き、改善結果等の確認を行った。

第4 毒物劇物の保管等の状況

1 毒物劇物を保管等している機関の状況

(1) 本庁・出先機関における毒物劇物保管等の機関数

毒物劇物の保管等を行っている機関は、表1のとおり90機関であるが、その内訳は、本庁では2機関、出先機関では88機関であり、全機関数264に対する割合は、34.1%であった。（表2）

表2 本庁・出先機関における毒物劇物保管等機関数

機 関 数			左記のうち保管等機関数		
本庁	出先機関	計	本庁	出先機関	計
83	181	264	2	88	90

(2) 保管等を行っている毒物劇物の状況

毒物劇物の保管品目数は、表3のとおりであり、教育機関52機関で1,977品目(57.5%)、試験研究機関23機関で1,164品目(33.8%)と多く、全体の91.3%を占めていた。

表3 機関分野別の毒物劇物保管品目数(基準日現在)

	保管等機関	保管品目数			割合
		毒物	劇物	計	
本庁	2	21	114	135	3.9%
出先機関					
試験研究機関	23	164	1,000	1,164	33.8%
技能養成機関	2	10	6	16	0.5%
教育機関	52	209	1,768	1,977	57.5%
その他	11	3	144	147	4.3%
小計	88	386	2,918	3,304	96.1%
計	90	407	3,032	3,439	100%

また、保管品目数でみた機関の状況は、表4のとおりである。

保管品目数が「11～20」の機関が最も多く24機関(26.7%)、次いで「21～30」が12機関(13.3%)、「51～60」が11機関(12.2%)であった。

表4 保管品目数でみた機関の状況(基準日現在)

保管品目数	1～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101以上	計
保管等機関数	6	9	24	12	10	3	11	5	2	2	—	6	90
割合	6.7%	10.0%	26.7%	13.3%	11.1%	3.3%	12.2%	5.6%	2.2%	2.2%	—	6.7%	100%

さらに、保管している機関が多い毒物及び劇物については、表5-1及び5-2のとおりである。

保管している機関が多い上位3品目は、毒物については、水銀、黄燐、弗化水素で、劇物については、水酸化ナトリウム、硫酸、塩化水素(塩酸)であった。

表5-1 保管している機関が多い毒物(基準日現在)

	品目名	保管機関数
毒物	水銀	50
	黄燐	16
	弗化水素	14

表5-2 保管している機関が多い劇物 (基準日現在)

	品目名	保管機関数	品目名	保管機関数
劇物	水酸化ナトリウム	82	四塩化炭素	42
	硫酸	75	ナトリウム	42
	塩化水素 (塩酸)	74	ニトロベンゼン	42
	硝酸	69	二硫化炭素	38
	水酸化カリウム	68	クレゾール	32
	メタノール	67	カリウム	26
	アンモニア	63	臭素	25
	過酸化水素	57	ピクリン酸	24
	ホルムアルデヒド	57	ベタナフトール	17
	沃素	54	トリクロル酢酸	15
	フェノール	52	塩化第一水銀	14
	蔞酸	50	重クロム酸	14
	アニリン	49	過酸化ナトリウム	11
	クロロホルム	43		

(3) 毒物劇物の購入の状況

平成21年度から23年度の3か年における毒物劇物の購入状況は、表6のとおりである。

3か年の平均は、購入機関数では45機関、購入回数では303回、購入総額では、5,473千円であった。

表6 毒物劇物の過去3か年の購入状況

	購入機関数	購入回数	購入総額 (円)
平成21年度	44	308	5,819,745
平成22年度	45	302	5,699,572
平成23年度	47	301	4,900,040
平均	45	303	5,473,119

(注) 購入機関数及び購入回数の平均は、小数点以下を切り捨てて記載した。

購入金額別の機関数の状況は、表7のとおりである。

直近の平成23年度では、10万円未満の機関数の合計が39機関となり、全47機関の83%を占めていた。

表7 購入金額別機関数の状況

年間購入金額	5千円未満	5千～1万未満	1万～2万未満	2万～5万未満	5万～10万未満	10万～20万未満	20万～50万未満	50万～100万未満	100万円以上	計	
機関数	平成21年度	15	8	6	4	2	5	1	2	1	44
	平成22年度	13	8	8	5	2	5	2	1	1	45
	平成23年度	9	9	10	7	4	4	2	1	1	47

また、各機関における平成21年度から23年度の主な購入品目（購入総数量の多いもの各年度上位3品目）を調査した結果、購入金額が高い上位10品目が表8のとおりであり、購入機関が3機関以上に及んでいる品目は、表9のとおりである。

表8 購入金額が高い毒物劇物

	品 目 名	購 入 機関数	購入額 (千円)	品 目 名	購 入 機関数	購入額 (千円)
平成21年度	塩酸	8	846	クロルピクリン	1	186
	光硬化性樹脂	1	378	水酸化ナトリウム	10	137
	メタノール	10	228	硫酸ヒドロキシルアミン	1	105
	殺虫剤(複数の商品一括計上)	3	221	尿石除去剤(複数の商品一括計上)	6	90
	硝酸銀	3	210	硫酸	12	84
平成22年度	塩酸	10	334	尿石除去剤(複数の商品一括計上)	7	179
	クロルピクリン	1	277	硝酸銀	3	163
	メタノール	6	274	硫酸銀	1	153
	殺虫剤(複数の商品一括計上)	3	189	硫酸	11	150
	水酸化ナトリウム	12	181	硫酸ヒドロキシルアミン	1	112
平成23年度	アセトニトリル	2	515	硝酸銀	4	164
	メタノール	7	311	硫酸	12	140
	水酸化ナトリウム	9	301	殺虫剤(複数の商品一括計上)	5	125
	尿石除去剤(複数の商品一括計上)	8	207	硫酸ヒドロキシルアミン	1	86
	クロルピクリン	1	189	硝酸	7	64

表9 購入機関が多い毒物劇物

	品 目 名	購 入 機関数	購入額 (千円)	品 目 名	購 入 機関数	購入額 (千円)
平成21年度	硫酸	12	84	硝酸	6	24
	メタノール	10	228	殺虫剤(複数の商品一括計上)	3	221
	水酸化ナトリウム	10	137	硝酸銀	3	210
	塩酸	8	846	過酸化水素水	3	3
	尿石除去剤(複数の商品一括計上)	6	90			
平成22年度	水酸化ナトリウム	12	181	硝酸	6	22
	硫酸	11	150	過酸化水素水	4	11
	塩酸	10	334	殺虫剤(複数の商品一括計上)	3	187
	尿石除去剤(複数の商品一括計上)	7	179	硝酸銀	3	163
	メタノール	6	274			
平成23年度	硫酸	12	140	メタノール	7	311
	塩酸	10	40	硝酸	7	64
	水酸化ナトリウム	9	301	殺虫剤(複数の商品一括計上)	5	125
	尿石除去剤(複数の商品一括計上)	8	207	硝酸銀	4	164
	過酸化水素水	8	25	アンモニア水	4	6

2 毒物劇物の管理体制等

(1) 管理責任者の設置状況

昭和50年11月6日付け薬安第80号、薬監第134号の厚生省薬務局安全課長及び監視指導課長の連名通知「毒物劇物危害防止規定について」（以下「厚生省課長通知」という。）では、毒物劇物による危害防止を目的として管理・責任体制を明確にするよう指導されている。

加えて、毒物劇物を保管管理する機関においては、個々の適正な管理はもとより事業所全体を管理、監督する管理責任者を設置することが重要であり、その状況は、設置していた機関が82機関（91.1%）、設置していなかった機関が8機関（8.9%）であった。（表10）

表10 管理責任者の有無（基準日現在）

	いる	いない
保管機関数 90	82 (91.1%)	8 (8.9%)

管理責任者が設置されていなかったこれらの機関については、その後設置改善されており、現地調査等において確認した。

(2) 危機管理マニュアル等の整備状況

ア 「危害防止規定」等の整備状況

平成11年8月27日付け医薬発第1036号で厚生省医薬安全局長から各都道府県知事あてに「毒物劇物監視指導指針の制定について」の通知があり、この指針の中で、業務上取扱者においても管理体制や事故発生時の対応を定めた「危害防止規定」及び「盗難等防止規定」の作成について確認・指導することと規定されている。

業務上取扱者である県の機関においても、毒物劇物の管理体制等を明確にしたこれらの規定を整備することが重要であるが、整備していた機関は53機関（58.9%）、整備していなかった機関が37機関（41.1%）であった。（表11）

表11 危害防止規定等の整備状況（基準日現在）

	あり	なし
保管機関数 90	53 (58.9%)	37 (41.1%)

危害防止規定等が整備されていなかったこれらの機関については、その後整備改善が図られており、現地調査等において確認した。

イ 事故発生時の緊急連絡体系図の整備状況

法第16条の2第1項において、「不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれがあるときは、直ちに、その旨を保健所、警察署又は消防機関に届け出るとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な措置を講じなければならない。」と規定され、また、同条第2項において、「盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察署に届け出なければならない。」と規定されている。

このような事故発生時の緊急連絡体系図について、作成していた機関が49機関（54.4%）、作成していなかった機関が41機関（45.6%）であった。（表12-1）

表12-1 緊急連絡体系図の作成状況（基準日現在）

		あり	なし
保管機関数	90	49 (54.4%)	41 (45.6%)

また、体系図の掲示については、作成していた49機関のうち33機関（67.3%）で毒物劇物の保管場所等において行われていた。（表12-2）

表12-2 緊急連絡体系図の掲示状況（基準日現在）

		あり	なし
緊急連絡体系図作成機関数	49	33 (67.3%)	16 (32.7%)

緊急連絡体系図の作成や掲示がなかったこれらの機関については、その後作成・掲示等の改善がなされており、現地調査等において確認した。

ウ MSDS（マテリアル・セーフティ・データ・シート）の整備状況

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（平成11年7月13日法律第86号）第14条において、毒物劇物の販売業者は、毒物劇物を販売する際に、取扱い及び保管上の注意、応急措置等の事項を記した化学物質安全性データシート（Material Safety Data sheet 以下「MSDS」という。）等により情報の提供が義務付けられている。

毒物劇物を保管している90機関において、事故等の緊急時の対応に備えて個々のMSDSを入手し、全て備えていた機関が13機関（14.4%）、一部の薬品のみ備えていた機関が10機関（11.1%）、備えていなかった機関が67機関（74.4%）であった。（表13）

表13 MSDSの整備状況（基準日現在）

		あり	一部のみ	なし
保管機関数	90	13 (14.4%)	10 (11.1%)	67 (74.4%)

(注) 割合は、小数点第2位を四捨五入しており、計は100%とならない。

MSDSを備えていなかったこれらの機関については、その後資料の取寄せなどにより改善されており、現地調査等において確認した。

(3) 毒物劇物に係る職員研修等

上記(1)の厚生省課長通知では、事業者の自主的な規範である「危害防止規定」に、「毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項」が記載されていなければならないとされており、定期的に「法の規制に関すること」、「事故等の応急措置に関すること」、「毒物劇物の性状に関すること」等について教育及び訓練を行うことが重要である。こうした職員研修等を実施していた機関は26機関(28.9%)、実施していなかった機関が64機関(71.1%)であった。(表14)

表14 研修・説明会の実施状況（基準日現在）

		あり	なし
保管機関数	90	26 (28.9%)	64 (71.1%)

職員研修等が実施されていなかったこれらの機関については、その後研修が行われたほか、取扱者が一人又は二人と少ない機関においては、個別に資料等により学習を行っていたことを現地調査等において確認した。

(4) 保管場所の状況

毒物劇物の保管場所の状況は、表15のとおりである。

保管場所としては、その多くが研究室、実験室及び準備室等であり、薬品保管室や薬品注入棟、作物倉庫、温室等のその他も見られた。

これら保管場所における鍵の設置状況は、保管場所206か所のうち、1か所を除く205か所に鍵が設置されていた。

また、機械警備については、全ての保管場所で実施されている機関が36機関(40%)、一部でされている機関が15機関(16.7%)であり、機械警備を導入せず人的警備や施錠等により対応していた機関が39機関(43.3%)であった。

表15 保管場所の状況（基準日現在）

保管機関数	保 管 場 所				鍵の有無		機械警備の有無		
	研究室等	薬品保管室	その他	計	あり	なし	あり	一部	なし
90	168	31	7	206	205	1	36 (40.0%)	15 (16.7%)	39 (43.3%)

保管場所に鍵が設けられていなかった1箇所については、施錠された専用保管庫が設けられており、保管管理の更なる徹底を図るため、その後鍵が取り付けられたことを現地調査等において確認した。

(5) 専用保管庫の状況

「毒物及び劇物の保管管理について」（昭和52年3月26日付け薬発第313号厚生省薬務局長通知。以下「厚生省局長通知」という。）で、毒物劇物を保管する場所は盗難又は紛失を防ぐため、その他の物品を保管する場所と明確に区分し、特に保管庫については毒物劇物専用のもとし、施錠施設等のある堅固な設備とすることとされている。

専用保管庫の設置状況等は、表16-1のとおりである。

毒物劇物を保管している90機関のうち、1機関を除く89機関において専用保管庫を有していた。

専用保管庫を有していなかったこの1機関においては、他の薬品と共用していたものの厳重な施錠管理が行われており、その後更なる保管管理の徹底を図るため専用のキャビネットが備えられたことを確認した。

鍵の設置状況については、専用保管庫415庫のうち鍵が設けられているものが394庫、設けられていないものが21庫であった。

鍵が設けられていなかった専用保管庫については、部屋の出入口が厳重に施錠されており、その後保管管理の更なる徹底を図るため、鍵が設置されたことを現地調査等において確認した。

また、一般薬品等との区分収納については、専用保管庫415庫のうち288庫の保管庫においては一般薬品等との区分がされていたが、127庫の保管庫においては行われていなかった。

これらの保管庫については、その多くが改善に向け取り組むとともに、薬品専用の保管室での保管や施錠等により盗難防止措置を講じていた。

表16-1 専用保管庫の設置状況等（基準日現在）

保管機関数	専用保管庫のある機関数	専用保管庫の設置場所数	専用保管庫数	鍵の有無		一般薬品等との区分収納	
				あり	なし	あり	なし
90	89	189	415	394	21	288	127

専用保管庫の材質等は、表16-2のとおりである。

専用保管庫の材質は、その多くが金属製（スチール又はステンレス等）であり、木製のものや冷蔵庫・保冷庫のほか、コンクリート製やFRP（繊維強化プラスチック）製等のその他も見られた。これらの保管庫のうち、その一部がガラス戸等のものについては、その後堅固な保管庫への入れ替えや薬品保管庫の購入などのほか、現状の保管庫を常時施錠された部屋に設置し、鍵の管理も厳重に行うとともに、関係職員以外は入室できないことなどにより対応していた。

表16-2 専用保管庫の材質等（基準日現在）

専用保管庫数	金属製	木製	冷蔵庫・保冷庫	その他
415	282 (68.0%)	82 (19.8%)	34 (8.2%)	17 (4.1%)

(注) 割合は、小数点第2位を四捨五入しており、計は100%とならない。

(6) 「医薬用外毒物」等の表示状況

法第12条第1項及び第3項において、毒物劇物を貯蔵又は陳列する場所及び保管容器に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示をすることが規定されている。

保管場所（貯蔵又は陳列する場所）及び保管容器への「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示状況は、表17のとおりである。

保管場所については、全て表示されていた機関が70機関（77.8%）、一部表示が16機関（17.8%）、未表示が4機関（4.4%）であった。

また、保管容器については、全て表示されていた機関が78機関（86.7%）、一部表示が12機関（13.3%）であった。

表17 「毒物」又は「劇物」の表示の状況（基準日現在）

		表示状況		
		全部表示	一部表示	未表示
保管機関数 90	保管場所	70 (77.8%)	16 (17.8%)	4 (4.4%)
	保管容器	78 (86.7%)	12 (13.3%)	—

保管場所及び保管容器への「医薬用外毒物」等の表示がなかったこれらの機関については、その後表示改善されており、現地調査等において確認した。

(7) 専用保管庫・容器の転倒防止等の状況

法第11条第2項では、毒物劇物の流出等防止について、必要な措置を講ずるよう規定されている。

毒物劇物の流出等防止対策としての専用保管庫・容器の転倒防止等の措置の状況

は、表18のとおりである。

専用保管庫については、転倒防止措置（転倒防止器具により天井、壁、床に固定等）が行われていた機関が25機関（28.1%）、一部行われていた機関が21機関（23.6%）、行われていない機関が43機関（48.3%）であった。

保管容器については、転倒防止や容器同士の衝突防止等のため、間仕切り等の措置が全てされていた機関が18機関（20.0%）、一部されていた機関が30機関（33.3%）、転倒防止等がない機関が42機関（46.7%）であった。

また、専用保管庫及び保管容器ともに転倒防止等措置がされていない機関が30機関（33.3%）あった。

表18 転倒防止等の措置状況（基準日現在）

	転倒防止等の有無			計	保管庫及び容器 ともに転倒防止 等措置なし
	あり	一部	なし		
専用保管庫	25 (28.1%)	21 (23.6%)	43 (48.3%)	89※	30 (33.3%)
保管容器	18 (20.0%)	30 (33.3%)	42 (46.7%)	90	

※専用保管庫のない1機関を除いた機関数である。

転倒防止等の措置が行われていなかったこれらの機関については、その後改善措置が講じられており、現地調査等において確認した。

3 管理記録簿等の整備状況等

(1) 管理記録簿等の整備状況

上記2（5）の厚生省局長通知では、毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じた使用量を把握することとされており、管理記録簿等を作成のうえ取り扱った毒物劇物の名称、数量を記録し、定期的に在庫量を管理することが重要である。

こうした趣旨を踏まえ、県立学校においては、「学校における毒物及び劇物の適正な管理について」（平成12年1月11日付け文初高第501号文部省初等中等教育局長通知）で、定期的な在庫量と管理記録簿等の照合を行うよう指導がなされている。

管理記録簿等の整備状況は、表19のとおりである。

保管する全ての毒物劇物について管理記録簿等を備えていた機関が75機関（83.3%）、一部の薬品について備えていなかった機関が8機関（8.9%）、備えていなかった機関が7機関（7.8%）であった。

表19 管理記録簿等の整備状況（基準日現在）

	管理記録簿等		
	あり	一部の薬品なし	なし
保管機関数 90	75 (83.3%)	8 (8.9%)	7 (7.8%)
	83		

管理記録簿等が整備されていなかったこれらの機関については、その後管理記録簿等の記載を徹底するなど改善が図られており、現地調査等により確認した。

(2) 管理記録簿等と在庫量との照合状況

管理記録簿等を備えていた機関（一部の薬品のみ備えていなかった機関を含む。）の管理記録簿等と在庫量との照合状況は、表20のとおりである。

管理記録簿等と在庫量との照合は、1機関を除く全ての機関で行われていた。

また、この照合の頻度は、年1回が最も多く52機関、次いで年2回が14機関、月1回が8機関であった。

表20 管理記録簿等と在庫量との照合状況（基準日現在）

管理記録簿等 のある機関数	記録簿等と在庫量の照合		照 合 の 頻 度								計
	あり	なし	月1回	年5回	年4回	年3回	年2回	年1回	使用の都度	その他	
83	82	1	8	1	4	1	14	52	5	3	88※

※毒物劇物の使用状況により、重複回答あり。

4 長期間使用していない毒物劇物の状況

管理記録簿等で5年以上使用していない毒物劇物を確認したところ、表21のとおり5年以上使用していない品目を有する機関は72機関で、管理記録簿等がないことなどから把握ができなかった3機関を除く87機関の82.8%であった。

また、5年以上使用していなかった品目数の総数は、全保管品目数3,362品目の48.7%に当たる1,637品目であった。

表21 長期間使用していない毒物劇物数（基準日現在）

保管機関数 A	保管品目数 B	5年間未使用の品		割合 (%)	
		目のある機関数 C	の品目数 D	C/A	D/B
87 ※	3,362	72	1,637	82.8	48.7

※表19において管理記録簿等なしの7機関のうち、4機関において取扱者の資料等により確認した。

なお、5年以上使用していなかった品目数1,637品目のうち、すでに27機関において315品目（19.2%）について廃棄がされているほか、その他については、廃棄等を含め適切な管理を行うこととしている。

5年以上使用していない毒物劇物の保管理由は、表22のとおりであり、「今後使用する可能性がある」が最も多く44機関であったが、このほか「廃棄に多額な経費を要する」、「処分業者が県内及び近県にいない」といったものなどが見られた。

表22 5年以上使用していない毒物劇物を保管している理由（基準日現在）

	理 由	機関数
5年以上使用していない品目がある機関数 72	今後使用する可能性がある	44
	廃棄に多額な経費を要する	12
	授業で提示している	9
	廃棄方針・計画が未定又は廃棄する理由がない	7
	使用が可能なため（品質劣化等がない）	5
	処分業者が県内及び近県にいない	1
	計	78

(注) 1 複数回答があった場合は、各々計上（重複）している。
2 理由が類似するものは、集約して記載した。

さらに、5年以上使用していない品目数でみた機関の状況については、表23のとおりであり、5品目以下が最も多く、全保管機関数の31.9%に当たる23機関、次いで「6～10」品目が13機関（18.1%）、「11～20」品目が11機関（15.3%）であった。また、5年以上使用していない品目数が100を超える機関が1機関あった。

表23 5年以上使用していない品目数でみた機関の状況（基準日現在）

保管品目数	1～5	6～10	11～20	21～30	31～40	41～50	51～60	61～70	71～80	81～90	91～100	101以上	計
保管機関数	23	13	11	5	6	6	4	1	—	—	2	1	72
割合	31.9%	18.1%	15.3%	6.9%	8.3%	8.3%	5.6%	1.4%	—	—	2.8%	1.4%	100%

5 毒物劇物の廃棄処理等の状況

(1) 毒物劇物の廃棄処理等の状況

実験、検査等で発生した廃液等は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）の産業廃棄物保管基準に従い管理する必要がある。

また、実験、検査等で生じた毒物劇物の廃液を産業廃棄物として処理（収集・運搬又は処分）を他人に委託する場合には、委託先が当該産業廃棄物の処理を受託することができる者であるかどうかを許可書の写しなどで確認する必要がある。また、産業廃棄物管理票（マニフェスト）を交付し、委託した産業廃棄物の処理が確実に行われたことを確認する必要がある。

各機関では、中和や希釈等により自己処理するか、産業廃棄物処理業者に処分を委託する方法により廃棄を行っており、その処理状況は、表24のとおりである。

現地調査において確認したところ、自己処理では、いずれも中和や希釈後に放流されており、業者委託の場合は、廃棄を実施した全ての機関において、委託業者から交付された産業廃棄物管理票（マニフェスト）を保管していた。

なお、「処理事例なし」の1機関は、すべて使い切りのため廃棄処理が生じないものである。

表24 毒物劇物使用後の廃棄処理状況

	自己処理	業者委託	自己処理・業者委託	処理事例なし
保管機関数 90	6 (6.7%)	75 (83.3%)	8 (8.9%)	1 (1.1%)

また、平成23年度の産業廃棄物処理業者への委託状況は、表25のとおりである。

自ら産業廃棄物処理業者に処分を委託した機関は13機関、年間委託回数は20回であった。

表25 平成23年度の業務委託の状況

	委託した機関数	年間委託回数	金額
保管機関数 90	13 (14.4%)	20	632,773円※

※年間委託回数20回のうち、感染性産業廃棄物や他薬品とともに処理したことから、毒物劇物の廃棄費用が不明なものが8回あり、これを除く12回の合計金額である。

なお、このほか、教育委員会では、毎年度、県立学校等に対し「廃棄希望薬品及び実験廃液」についての調査を実施し、毒物劇物等の廃棄を行っている。

(2) 毒物劇物の施設外への運搬状況

平成21年度から23年度の3か年間における毒物劇物の施設外への運搬状況は、表26のとおりであり、施設外への運搬は、8機関（8.9%）で行われていた。

毒物劇物の施設外への運搬にあたっては、法第11条第3項の規定により、飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じる必要があるが、現地調査において運搬状況を確認したところ、特に飛散や漏れ等が懸念されるような事例はなかった。

表26 最近3か年の毒物劇物の施設外への運搬状況

	施設外への運搬		施設外へ運搬した理由	
	あり	なし		
保管機関数 90	8 (8.9%)	82 (91.1%)	検査で使用又は集約して廃棄するため、 県の機関へ運搬	5
			現場で使用するため	1
			処分業者へ持ち込み	2
			計	8

6 毒物劇物に関する事務を所管する関係機関の指導状況

毒物劇物に関する事務を所管する関係機関の指導状況については、表27のとおりである。

毒物劇物に関する事務を所管する健康福祉部（薬事衛生課）においては、平成10年度に毒物劇物の保管等を行っている機関等に対して指導（通知）を行っていた。

また、教育委員会（学校指導課）においては、県立学校等に対して、廃棄希望薬品及び実験廃液の調査と併せて毒物劇物の適切な保管管理について指導を行っていた。加えて、平成24年度においては、他県における盗難事故等を受けての指導のほか、学校薬剤師の指導・助言も受けるよう通知（学校指導課及びスポーツ健康課）していた。

このほか、総務部（税務課）においても、毎年度実施している税務事務考査で、県税事務所等における劇物の保管状況を確認していた。

表27 毒物劇物の適正な管理に係る関係機関の指導状況

指導機関	指導内容	指導先機関
総務部	毎年度実施している税務事務考査で劇物の保管状況を確認	県税事務所等
健康福祉部	平成10年8月7日付け「毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について（通知）」	各保健所 保健環境センター 教育長（学校指導課） 総務部長（総務課） 農業短期大学 生活科学センター 工業試験場 九谷焼試験場 農業総合研究センター 畜産総合センター 林業試験場 手取川水道事務所 中央病院 高松病院 警察本部 （刑事部科学捜査研究所）
	平成10年11月11日付け「アジ化ナトリウム及びこれを含む製剤の取扱いについて（依頼）」	同上
教育委員会	平成24年5月1日付け「学校における薬品等の保管・管理について」	県立学校
	平成24年7月18日付け「毒物及び劇物の保管・管理について（依頼）」	同上
	平成25年1月30日付け「学校における毒物及び劇物の適正な保管管理等の徹底について」	同上
	「「廃棄希望薬品及び実験廃液」の調査について（依頼）」（毎年度）	教育センター 県立学校

(参考)

学校薬剤師の職務

学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第23条第2項の規定により、大学を除くすべての学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条で規定されているもの）に、学校医のほか学校歯科医及び学校薬剤師を置くことになっている。

学校薬剤師の職務については、学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）第24条に規定されており、毒物劇物に関する事項として、同条第6号に、「学校において使用する医薬品、毒物、劇物並びに保健管理に必要な用具及び材料の管理に関し必要な指導及び助言を行い、及びこれらのものについて必要に応じ試験、検査又は鑑定を行うこと。」とされている。

第5 監査の結果及び意見

今回の行政監査の結果、特に指摘及び注意事項はなかったが、より十全な対応を求め、次のとおり対象機関を特定しない共通意見（5件）を述べることとする。

1 保管管理の状況

(1) 監査結果の概要

毒物劇物の保管等を行っていた機関の中には、環境に関する国際基準であるISO 14001の認証を取得し、保管等を厳格、適正に行っている機関も見られたが、上記第4で記したとおり、一部の機関において、管理責任者の設置、危機管理マニュアル等の整備、毒物劇物に係る職員研修等の実施、保管場所（部屋等及び専用保管庫）の施錠、専用保管庫・容器の「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示及び転倒防止措置等について適性を欠く事例が見られた。なお、これらの事例については、適宜改善に向けた取組み等が進められており、現地調査等によりその状況を確認した。

(2) 共通意見

毒物劇物の適正な保管管理については、盗難及び地震・火災等の二次災害などの防止のため、継続して関係法令、規則の厳格な遵守を徹底していくことが不可欠である。

したがって、管理責任者及び取扱責任者並びに使用者は、関係法令等に従った安全確保及び必要な対応を行って紛失・盗難等の事故を防止するよう努める責務があることを十分に自覚し、改めて保管・管理の徹底、管理体制の点検・強化等について職員研修等を重ね、その周知徹底を図るとともに、取扱いに遺漏のないよう万全を期する必要がある。

2 管理記録簿等の記入状況

(1) 監査結果の概要

上記第4の2(5)の厚生省局長通知では、毒物劇物の保管管理の適正化を図るため、在庫量の定期的点検及び毒物劇物の種類等に応じた使用量の把握をすることとされており、管理記録簿等を作成のうえ取り扱った毒物劇物の名称、数量を記録し、定期的に在庫量を管理する必要があるが、管理記録簿等が整備されていない機関が見られた。

これらの機関では、その後管理記録簿等の記載を徹底するなど改善が図られており、現地調査等により確認した。

(2) 共通意見

毒物劇物の適正な保管管理については、受払履歴を明らかにした適正な管理記録簿等を整備する必要がある。

また、管理記録簿等と在庫量との照合の頻度が少ない場合には、紛失等の対応に困難をきたすことなどが危惧されることから、毒物劇物の特性に応じ定期的に使用状況を把握するよう努めるとともに、その点検記録の作成、供覧等により組織内における徹底した情報共有化を図るべく体制の充実・強化に取り組む必要がある。

3 使用していない毒物劇物の状況

(1) 監査結果の概要

5年以上にわたり使用していない毒物劇物を保管する機関が多く見られ、また、その品目数も保有する毒物劇物の約半数に及んでいる。

これらの毒物劇物を保管している理由は、「今後使用する可能性がある」などであった。

(2) 共通意見

毒物劇物の性格上、飛散、盗難等の事故が発生した場合は、保健衛生上大きな危害を及ぼすおそれなどがあることから、このような事故を未然に防止するためにも、使用していない不要な毒物劇物は、早急に廃棄処分等を行うなど適切に処理する必要がある。

なお、廃棄処分については、できるだけ広い地域や関連部局で取りまとめるなど、一括処理に留意するとともに、適時適切に業者への委託を行うなど、効率的で計画的かつ確実な処理を行う必要がある。

4 廃棄処理等の状況

(1) 監査結果の概要

実験、検査等で発生した廃液等は、各機関においては、中和や希釈等により自己処理するか産業廃棄物処理業者に処分を委託する方法により廃棄する必要がある。

自己処理については、それぞれの機関において中和や希釈後に放流されており、また、廃棄処分の委託についても全機関において、委託業者から交付された産業廃棄物管理票（マニフェスト）を保管しており、概ね適正な廃棄処理がなされていたが、単独の機関で処理業者へ委託している事例が多かった。

(2) 共通意見

廃液等の産業廃棄物処理業者への処分の委託については、単独の機関で実施している事例が多く見られたことから、前記3（2）と同様、地域や関連部局で取りまとめるなど、より効率的で計画的な対応を講ずる必要がある。

5 毒物劇物に関する事務を所管する関係機関の指導状況

(1) 監査結果の概要

毒物劇物に関する事務を所管する健康福祉部においては、国の通知等を受け、毒物劇物の保管等を行っている機関等に対して指導（通知）を行っていた。

また、教育委員会においては、県立学校等に対して、廃棄希望薬品及び実験廃液の調査と併せて毒物劇物の適切な保管管理について指導を行っていた。加えて、学校薬剤師による指導・助言も受けるよう通知を行っていた。

このほか、総務部においても、毎年度、県税事務所等における劇物の保管状況を確認していた。

(2) 共通意見

毒物劇物を取り扱う機関に対する指導事務を所管する関係部局等においては、関係法令等の趣旨を踏まえ、国の通知等の周知徹底を図るとともに、適正な管理に万全を期すべく適時適切な指導を行う必要がある。

第6 結び

毒物劇物は、適正に取り扱うことでその有用性を享受することができる反面、その扱いを誤ると、時に、多数の生命や健康を脅かし、動植物の生息等にも大きな危害を及ぼすおそれがある。したがって、その保管管理等については法令に基づき適正に行わなければならない。

しかしながら、こうした危険性を伴う物品の保管管理等は、十分な上に十分な注意を払っても、「これでよい」と言い切れるものではなく、常に細心の注意と万遺漏なきを期すことが重要である。

かかる意味で今回の監査においては、法令で定める義務的事項のみならず、より十全な取扱いを求める観点から自主的な整備項目についても確認するとともに、不備な事項の改善こそが肝要であることから現地調査等において改善措置が講ぜられたことの確認にも力点を置いたところである。

監査結果及びそれぞれの事項に係る共通意見は前述のとおりであるが、これらの趣旨を踏まえ、まず、毒物劇物の保管管理等を行っている個々の機関においては、組織を上げて適正管理に努めるとともに入手から廃棄の各段階においてその取扱いに万全を期すことを強く求めるものである。また、これら取扱機関に対する指導事務を所管する関係部局等においては、その職責に則して適時適切な指導に努めるとともに関係機関相互の更なる連携強化を改めて求め、結びとする。

参考 1

○ 毒物及び劇物取締法について

毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）は、化学物質のうち、毒性等に基づいて、保健衛生上の危害の防止が必要なものについて、毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から必要な取締りを行うことを目的とした法律です。

法により、規制を受ける主な対象品目及び管理に係る主な規定は次のとおりです。

1 対象物

対象物は、毒性等に基づいて、毒性の強いものを毒物に、これに準じて規制する必要があるものが劇物に、毒物のうち特に激しい毒性を有するものを特定毒物に指定しています。

平成24年10月現在の毒物劇物の対象品目数は、次のとおりです。

種類	品目数		主な品目名
	法別表	指定令	
毒物	27	89	黄リン、シアン化ナトリウム、水銀、ニコチン、砒素等
うち特定毒物	9	10	オクタメチルピロホスホルアミド等
劇物	93	284	アンモニア、塩化水素（塩酸）、カリウム、クレゾール、硝酸、ホルムアルデヒド、硫酸、塩素、トルエン等

（注）品目数については、塩類や化合物で指定されているものもあり、実際の物質は数万種類に及びます。

2 「業務上取扱者」としての毒物劇物の管理等について

法において、毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、毒物劇物の製造業者、販売業者等の毒物劇物営業者又は特定毒物を扱う特定毒物研究者（以下「毒劇物営業者等」という。）以外の者は、業務上取扱者として取り扱われます。

業務上取扱者は、シアン化ナトリウム等の特定の毒物劇物を取り扱う電気メッキ業、金属処理業、運送業、シロアリ防除業等の都道府県知事に届出の必要な業種と、工場で毒物劇物を使用して製品を作る事業者等、農薬を利用し病虫害の駆除にあたる農業者等の都道府県知事に届出を必要としない業種の2種類があります。

試薬などを使用する研究所、学校等の県の機関は業務上取扱者のうちの届出を必要としない業種（法第22条第1項に該当しない業種）に該当します。

毒劇物営業者等は毒物劇物の保管等にあたり、法の規定に基づき様々な規制を受けますが、業務上取扱者も毒劇物営業者等に適用される規制の一部が準用されます。（法第22条第5項）

届出を必要としない業務上取扱者である県の機関に準用される法の規定及び毒物及び劇物取締法施行令（昭和39年政令第261号）の規定の内容は次のとおりです。

項 目	内 容	関係条文
取 扱 い	盗難、紛失を防ぐのに必要な処置を講じなければならない。	法第11条第1項
	施設外に飛散し、漏れ、流れ出、しみ出又は地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第2項
	施設外において運搬する場合、飛散し、漏れ、流れ出、しみ出することを防ぐのに必要な措置を講じなければならない。	法第11条第3項
	保管容器として、飲食物の容器として通常使用される物を使用してはならない。	法第11条第4項
事故の際の措置	毒物又は劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において、不特定又は多数の者について保健衛生上の危害が生ずるおそれのある時は、直ちにその旨を保健所、警察署又は消防機関に届けるとともに、保健衛生上の危害を防止するために必要な応急の措置を講じなければならない。	法第16条の2第1項
	毒物又は劇物が盗難にあい、又は紛失したときは、直ちに、その旨を警察に届け出なければならない。	法第16条の2第2項
表 示	毒物又は劇物の容器及び被包に、「医薬用外」の文字及び毒物について赤地に白色をもって「毒物」の文字、劇物については白地に赤色をもって「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第1項
	毒物又は劇物を貯蔵し、又は陳列する場所に、「医薬用外」の文字及び毒物について「毒物」の文字、劇物については「劇物」の文字を表示しなければならない。	法第12条第3項
廃 棄	毒物又は劇物は、廃棄の方法について政令で定める技術上の基準に従わなければ、廃棄してはならない。	法第15条の2
	中和、加水分解、酸化、還元、希釈、その他の方法により毒物又は劇物に該当しなくなるようにすること。	毒物及び劇物取締法施行令第40条
	ガス体又は揮発性の毒物又は劇物は、少量ずつ放出又は揮発させること。	
	可燃性の毒物又は劇物は、少量ずつ燃焼させること。	

参考 2

○ 毒物劇物監視指導指針の制定について

(平成11年8月27日)

(医薬発第1036号)

(各都道府県知事あて厚生省医薬安全局長通知)

毒物劇物の監視及び取締りについては、昭和50年4月1日付け薬発第301号薬務局長通知による毒物劇物監視要領（以下「監視要領」という。）に基づき実施されているところであるが、毒物劇物の用途が多様化し、また、昨年には毒物劇物を用いた犯罪が多発したことを踏まえ、毒物劇物の監視指導を、さらに効率的かつ効果的に行うため、今般、監視要領を廃止し、新たに別添のとおり毒物劇物監視指導指針（以下「監視指導指針」という。）を制定することとした。

監視指導指針においては、毒物劇物による保健衛生上の危害防止の観点から毒物及び劇物取

締法に基づき必要な事項を新たに監視指導事項として定めるとともに、事故、盗難、違反等に対する対応、行政処分の考え方等についても示したので、貴都道府県においては御了知の上、必要な体制を整備するとともに、監視指導指針を活用され、毒物劇物による危害防止に努められたい。

なお、昭和50年4月1日付け薬発第301号薬務局長通知については廃止する。

毒物劇物監視指導指針（抜粋）

5. 法第22条第5項に規定する業務上取扱者

法第22条第5項に規定する者（以下「届出不要業務上取扱者」という。）に対する監視指導は、次の事項について行う。

なお、届出不要業務上取扱者に対しては、必要に応じ毒物及び劇物取締法の趣旨及び内容を説明し、法の遵守を徹底させる。

(1) 毒物劇物の取扱いについて

ア 盗難・紛失の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第1項）

(ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失することを防ぐのに必要な措置を講じていること。
また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「盗難等防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「盗難等防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵・運搬を委託する場合は、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に貯蔵設備、運搬用具における盗難・紛失防止のための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

イ 流出等の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第2項）

(イ) 毒物劇物等が事業所外へ飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が貯蔵設備から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出、又は施設の地下にしみ込むことを防止するための必要な措置を講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。

ウ 運搬用具等からの流出等の防止措置（法第22条第5項で準用される法第11条第3項）

(ウ) 毒物劇物等を事業所外で運搬する場合には、これらの物が飛散し、漏れ、流れ出、又はしみ出ることを防ぐのに必要な措置を講じていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 「危害防止規定」が作成されていること。

(ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。

(オ) 運搬を委託する場合は、「危害防止規定」に基づき、受託者に毒物劇物等が運搬用具から飛散し、漏れ、流れ出、若しくはしみ出ることを防止するための必要な措置を

- 講じさせ、また、実際にその措置が講じられていることを確認していること。
- エ 飲食物の容器の使用禁止（法第 22 条第 5 項で準用される法第 11 条第 4 項）
- (ア) 毒物劇物の容器として飲食物の容器が使用されていないこと。
- (2) 表示について
- ア 容器及び被包への表示事項（法第 22 条第 5 項で準用される法第 12 条第 1 項）
- (ア) 毒物劇物の容器及び被包には以下の表示が行われていること。
- ・ 毒物にあつては赤地に白文字で「医薬用外毒物」
 - ・ 劇物にあつては白地に赤文字で「医薬用外劇物」
- イ 貯蔵場所への表示事項（法第 22 条第 5 項で準用される法第 12 条第 3 項）
- (ア) 貯蔵場所への表示については以下の表示が行われていること。
- ・ 毒物の貯蔵場所にあつては「医薬用外毒物」
 - ・ 劇物の貯蔵場所にあつては「医薬用外劇物」
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (イ) 貯蔵を委託する場合には、受託者に、貯蔵場所に「医薬用外毒物」又は「医薬用外劇物」の表示を行わせ、また、実際にその表示が行われていることを確認していること。
- (3) 廃棄について（法第 15 条の 2）
- (ア) 施行令第 40 条に定める基準に基づき行われていること。
- (イ) 廃棄の方法に関する基準が定められている物にあつては、当該基準に従っていること。
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (ウ) 不必要な毒物劇物、使用済みの毒物劇物はすみやかに廃棄していること。
- (エ) 廃棄の内容について記録していること。
- (4) 運搬貯蔵等の基準について（法第 16 条）
- (ア) 容器又は被包が落下、転倒、破損しないように積載されていること。
- (イ) 容器又は被包が積載装置の長さ・幅を超えないように積載されていること。
- (ウ) 施行規則別表第 2 に掲げる毒物劇物を 5, 000 kg 以上車両を用いて運搬する際の、助手の同乗、標識掲示、2 人分の保護具等の装備、応急措置の内容を記載した書面の装備が遵守されていること。
- (エ) 毒物劇物を 1, 000 kg 以上車両又は鉄道を用いて運搬する場合で、当該運搬を委託する場合には、荷送人の通知義務が遵守されていること。
- (オ) その他、運搬、貯蔵等の基準が定められている場合にあつては、当該基準が遵守されていること。
- (5) 事故の際の措置について
- ア 流出等発生時の届出及び応急措置（法第 22 条第 5 項で準用される法第 16 条の 2 第 1 項）
- (ア) 毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合において不特定又は多数の者に危害が生じるおそれがある場合には、保健所、警察署又は消防機関への届出が行われ、かつ危害防止の応急措置が講じられていること。
- また、以下の事項について併せて確認・指導すること。
- (イ) 「危害防止規定」が作成されていること。
- (ウ) 「危害防止規定」に基づく適切な措置が講じられていること。

(エ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物等が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合には、「危害防止規定」に基づき、受託者に危害防止のための応急措置、設備の改善を講じさせ、必要な届出、委託者への報告を行わせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。

(オ) 運搬時の事故により毒物劇物が飛散し、漏れ、流れ出、しみ出、又は地下にしみ込んだ場合に備えるために、運搬車両にイエロー・カードが備えられていること。

イ 盗難・紛失発生時の警察への届出（法第22条第5項で準用される法第16条の2第2項）

(ア) 毒物劇物が盗難にあい、又は紛失したときは警察署に届け出ていること。

また、以下の事項について併せて確認・指導すること。

(イ) 貯蔵・運搬を委託している場合において、毒物劇物が盗難・紛失にあった場合には、「盗難等防止規定」に基づき、受託者に必要な届出、委託者への報告を行わせ、設備の改善を講じさせることが確認されていること。また、実際にそれらの措置が講じられていることを確認していること。

参考 3

○ 毒物及び劇物の保管管理について

（昭和52年3月26日付け薬発第313号）

（各都府県知事あて厚生省薬務局長通知）

毒物又は劇物（以下「毒劇物」という。）の指導等についてはかねてよりご高配を煩わしているところであるが、本年当初より青酸ナトリウムに係る一連の事件が発生していることから、毒劇物の保管管理の徹底を期するため毒劇物の製造業者、輸入業者、販売業者、特定毒物研究者及び業務上取扱者に対し、左記の措置が講じられるよう指導されたい。また、毒劇物の譲渡手続及び交付の制限の遵守並びに毒劇物の盗難又は紛失時の警察署への届け出の励行等についても併せてご指導願いたい。

記

1 毒物及び劇物取締法（以下「法」という。）第11条第1項に定める措置として次の措置が講じられること。

(1) 毒劇物を貯蔵、陳列等する場所は、その他の物を貯蔵、陳列等する場所と明確に区分された毒劇物専用のもとし、かぎをかける設備等のある堅固な施設とすること。

(2) 貯蔵、陳列等する場所については、盗難防止のため敷地境界線から十分離すか又は一般の人が容易に近づけない措置を講ずること。

2 毒物劇物取扱責任者の業務については、昭和50年7月31日薬発第668号薬務局長通知「毒物劇物取扱責任者の業務について」により示されているところであるが、さらに毒劇物授受の管理、貯蔵、陳列等されている毒劇物の在庫量の定期的点検及び毒劇物の種類等に応じたの使用量の把握を行うよう指導されたいこと。

なお、特定毒物研究者についても同様の措置を講ずるよう指導されたいこと。

3 法第22条第5項に定める者についても毒劇物を貯蔵、陳列等する設備等の保守点検を十分行うとともに、前記2の措置を講ずるよう指導されたいこと。

参考 4

○ 毒物劇物危害防止規定について

(昭和50年11月6日)

(薬安第80号・薬監第134号)

(各都道府県衛生主管部(局)長あて厚生省薬務局安全・監視指導課長連名通知)

毒物劇物営業者等の作成する毒物劇物危害防止規定(以下「危害防止規定」という。)については、昭和五十年七月三十一日薬発第六六八号「毒物劇物取扱責任者の業務について」をもつて通知したところであるが、その作成にあたっては、左記の点に御留意のうえ、遺憾のないよう指導方お願いする。

記

1 危害防止規定の目的及び性格について

危害防止規定は、毒物劇物製造所等における毒物又は劇物の管理・責任体制を明確にし、もつて毒物又は劇物による保健衛生上の危害を未然に防止することをねらいとした、事業者の自主的な規範であること。

2 危害防止規定の記載事項について

(1) 危害防止規定は、当該製造所等において取扱われる毒物及び劇物の種類・量、取扱いの方法等の態様に応じ、具体的、かつ、詳細な内容になるように作成すること。

なお、毒物及び劇物の運搬車など製造所等以外の事項にわたる内容であつても差し支えないこと。

(2) 危害防止規定の記載事項には、毒物及び劇物の管理・責任体制を明確にし、毒物及び劇物による危害防止の目的を達成しうるよう、左記の基本的な事項が記載されていなければならないこと。

なお、危害防止規定に付随してそれぞれの基本的事項について、規定を具体的に実施するために必要な細則を定めること。

ア 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者、これらの作業に係る設備等の点検・保守を行う者、事故時における関係機関への通報及び応急措置を行う者の職務及び組織に関する事項

イ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る作業の方法に関する事項

ウ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の点検の方法に関する事項

エ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いに係る設備等の整備又は補修に関する事項

オ 事故時における関係機関への通報及び応急措置活動に関する事項

カ 毒物及び劇物の貯蔵又は取扱いの作業を行う者及びこれらの作業に係る設備等の保守を行う者並びに事故時の応急措置を行う者の教育及び訓練に関する事項

キ その他、保健衛生上の危害を防止するために遵守しなければならない事項

平成24年度行政監査報告書

平成25年3月発行

石川県監査委員（監査委員事務局監査第三課）

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

直通電話 076-225-1863

F A X 076-225-1864

<http://www.pref.ishikawa.jp/kansa/index.html>

メールアドレス kansa@pref.ishikawa.lg.jp